

介護保険料と後期高齢者医療保険料の納め方について

お問い合わせ 税務課 ☎ 0986-76-8804

◎介護保険料の納付方法は？

対象となる方

- ▼40歳から64歳までの方
- ▼65歳以上の方

納付の方法

- ▼40歳から64歳までの方は、医療保険料とあわせて納めることになります。
- ▼65歳に到達されると個人ごとに納めることになり、特別徴収か普通徴収のいずれかになります。年齢到達当初の保険料については、普通徴収のみとなります。

特別徴収(偶数月・年6回)となる方

- ・年金額が年額18万円以上の方
- ・介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金給付額の2分の1を超えない方

普通徴収(納期は6月から翌年2月)となる方

- ・特別徴収ができない方(年度途中で保険料が変更になった場合も含みます)
- ・年度途中で資格取得や喪失があった方

※特別徴収に該当する方であっても、年度途中で年齢到達された方や転入・転出があった場合には、普通徴収となります。

◎後期高齢者医療保険料の納付方法は？

対象となる方

- ▼75歳以上の方
- ▼65歳から74歳で一定の障がいのある方

納付の方法

- ▼年金から天引きされる特別徴収と、納付書や口座振替により納付する普通徴収があります。

特別徴収(偶数月・年6回)となる方

- ・年金額が年額18万円以上の方
- ・介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金給付額の2分の1を超えない方

普通徴収(納期は7月から翌年2月)となる方

- ・特別徴収ができない方(年度途中で保険料が変更になった場合も含みます)
- ・年度途中で資格取得や喪失があった方

※特別徴収に該当する方であっても、年度途中で年齢到達された方や転入・転出があった場合には、普通徴収となります。

◎口座振替がおすすめ

普通徴収の方のうち、口座振替を希望される方は、振替開始を希望する月の3か月前までに金融機関で手続きを済ませてください。なお手続きには通帳と通帳印が必要です。

【10月の納期について】

- 市県民税 3期
- 国民健康保険税 5期
- 介護保険料 5期
- 後期高齢者医療保険料 4期
- ※口座振替を利用されている方は10月31日に振り替えます。残高の確認をお願いします。

国民年金 のはなし

付加年金について

【本 庁】市民環境課 戸籍年金係 ☎ 0986-76-8805

【財部支所】地域振興課 市民環境係 ☎ 0986-72-0934

【大隅支所】地域振興課 市民環境係 ☎ 099-482-5923

【鹿屋年金事務所】

☎ 0994-42-5121

※はじめに音声ガイドが対応します

国民年金には付加年金という制度があります。

これは月々の定額保険料に付加保険料(月額400円)を追加して支払うと、65歳からの老齢基礎年金に付加年金が上乗せされる制度です。付加保険料の納付は申出月からの開始です。加入は任意で、別途お申込みが必要です。

付加年金額(年額)

付加年金額(年額) = 200円 × 付加保険料を納めた月数

【例】 10年間(120月)付加保険料を納めた場合

納める付加保険料 : 400円 × 120月 = 48,000円

受け取ることができる付加年金: 200円 × 120月 = 24,000円(年額)

付加保険料を納付できる方

第1号被保険者
(国民年金加入者・任意加入者)

注意事項

国民年金保険料を免除している方や国民年金基金に加入されている方は申込みができません。

鹿屋年金事務所による出張年金相談

※年金請求の相談が優先となります

日 程	時 間	場 所	予 約 先
10月8日(水)	午前9時30分～ 午後3時30分	末吉本庁 南棟 多目的室2	市民環境課 戸籍年金係 ☎ 0986-76-8805

相談は無料ですが予約が必要です。定員になり次第締め切ります。